



■問い合わせ先 ■ 環境課 ☎(32) 8898

高濃度PCB廃棄物 処分期限が迫っています

PCB廃棄物は、法律により、保管している事業者が処分期間内に処分しなければなりません。事業者の皆さまは、PCB廃棄物を保管していないか改めて確認し、処分を進めてください。

処分費用の軽減措置などもあります。詳しくは県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/pcb-top.html>

■処分期間

高濃度PCB廃棄物

- ・変圧器・コンデンサー 令和3年度内
- ・蛍光灯用安定器・汚染物など 令和4年度内

低濃度PCB廃棄物 令和8年度内

■問い合わせ先

県廃棄物対策課 ☎028(623)3098

違反ごみが増えています

ごみの分別にご協力ください

ごみステーションに、ルールにのっとった分別のされていない状態のごみ、**違反ごみ**が出される事例が増加しています。違反ごみは回収することができず、ごみステーションの近隣の住民の方の迷惑となりますので、適正な分別にご協力ください。

分別に役立つルールブックとアプリがあります

ごみの分別方法は、行政カレンダーの巻末に掲載しているほか、ごみのルールブックに一覧表が載っていますのでご利用ください。

スマートフォンをお持ちの方は、アプリ「さんあ〜る」で、ごみの分別方法や収集日が手軽に確認できます。



iOS用



Andoroid用

浄化槽をご使用の方へ

浄化槽が正しく機能するために、保守点検、清掃、そして法定検査を実施することが、浄化槽法により義務付けられています。

保守点検

浄化槽の機能を維持するために機器類の調整や消毒薬の補充などを行います。県の登録業者に委託してください。

■回数 年に3～4回以上

※種類や大きさによって回数は異なります。

清掃

浄化槽内に汚泥が溜まると、臭いや水質悪化の原因になるため、汚泥の引き抜きなどを行い

ます。市で許可されている業者に委託してください。

■回数 年に1回以上

法定検査

保守点検と清掃とは別に、指定検査機関による検査を2つ、必ず受けなければなりません。指定検査機関または保守点検業者に委託してください。

■必要な検査

- ・使用開始後4～8か月目までに受ける水質検査（7条検査）
- ・毎年1回の定期検査（11条検査）

■問い合わせ先

（一社）栃木県浄化槽協会
☎028(633)1650

不用品リサイクル情報

市では、不用品リサイクルの情報を提供しています。当人同士でよく話し合ったうえで取引をしてください。

〈譲りたい〉

ベビーバウンサー、男子制服、乾燥機、冷凍機（100リットル）

〈譲ってほしい〉

自転車（大人用・24インチ）、セミダブルベッド、国分寺中男子制服（160～175cm）、国分寺中女子制服（160cm）、国分寺中体育着、男子スノーブーツ（23cm）、女子スノーブーツ（23cm）